様式第7

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　契約書 | 収入印紙ちよう付 |

　1　契約事項(規格，品質及び数量等)

　2　契約履行場所(納入場所)

　3　契約履行期間(履行期限又は納入期限)

　4　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　 　　円

　5　契約保証金

　　上記契約事項については，常陸太田市長を甲とし，常陸太田市長と契約を締結する者を乙として，次の条項により契約対象物(以下「物品亅という。)について契約を締結する。

　第1条　乙は，物品を納入したときは，その旨を甲に通知しなければならない。

　2　物品の引渡し前に生じた滅失，損傷その他一切の損害は，すべて乙の負担とする。

　第2条　納入物品が頭書の規格及び品質に相違すると認められるとき，又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは，甲は，この契約を解除することができる。この場合において乙は，損害賠償の請求等は出来ないものとする。

　第3条　前条に該当する場合は，一部において契約どおり履行済のものがあり甲がそれを引きとつたときは，甲は乙に対し，その数量に相当する代金を支払うものとする。

　第4条　第2条の場合，頭書の規格及び品質に相違する物品を甲が引き取つたときは，甲はそれに見合う額を違約金として乙から徴収する。

　第5条　乙の責により，納入期限内に頭書の物品を指定の場所に納入しないときは，甲は契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて，この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償として徴収する。この場合において，遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし，その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

　第6条　乙が，第4条の違約金又は第5条の遅延利息を指定期限内に納付しないときは，甲は契約代金支払の際にそれに相当する金額を差し引くものとする。

　第7条　甲は，必要があるときは，納入物品の内容を変更させ，又は納入の中止をさせることができるものとする。

　2　この契約締結後に，市場価格に著しい変動があつた場合は，甲乙協議のうえ，契約単価の変更を行うことができるものとする。

　第8条　この契約の締結後に要する費用及び現品納入に至るまでの費用は，乙の負担とする。

　第9条　契約が履行されその物品が引き渡された後，甲は，乙の請求に基づいて，直ちに契約保証金を還付し，当該請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

　第10条 本契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税および地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降に実施した業務にかかる消費税額および地方消費税額は、変動後の税率により計算した額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

　第11条　契約履行後であつても，材料若しくは，技術上の欠陥あるいはかし等が発見された場合は，乙は無償でこれを取替又は補修するものとする。

 第12条　乙は，組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不当行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は，その旨について，甲に対する報告を行わなければならない。

　第13条　この契約に定めのない事項については，甲乙協議して定めるものとする。

　　上記契約の証として，本契約書　　通を作成し，甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

　　　　　　年　　　月　　　日

(甲)常陸太田市長　　　　　　　　印

(乙)住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

　備考

　　この契約書は，契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。